

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、  
日曜、  
休日は、  
がと翌  
日の翌  
当たりの

## 目 次

### ◆条 例 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（職員課）

鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例（都市計画課）  
鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（病院局総務課）

公布された条例のあらまし

### ◆職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- 一 社会福祉業務手当の月額を引き上げることとした。（第五条関係）
- 二 精神保健福祉業務手当の月額を引き上げることとした。（第十八条関係）
- 三 夜間看護手当の勤務一回当たりの額を引き上げることとした。（第二十四条関係）
- 四 災害応急作業手当について、支給対象に港湾施設等における応急作業等を加えるとともに、著しく危険な区域で行われた災害応急作業に係る加算措置を講ずることとした。（第三十五条関係）

### ◆鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例

#### 一 広告物等の除却義務

- 五 らい予防法の廃止に伴う所要の整備を行うこととした。（第四条関係）
- 六 一 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 七 二 一から三までは、平成八年四月一日から適用することとした。
- 八 三 所要の経過措置を講ずることとした。

- 1 広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置する者は、許可期間が満了したとき、許可が取り消されたとき、又は広告物等の設置が必要でなくなったときは、遅滞なく、当該広告物等を除却しなければならないこととした。（第七条の四関係）
- 2 知事は、1に違反して広告物等を除却しない者に対し、これらの除却を命ずることができることとした。（第八条関係）
- 3 2の命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処することとした。（第十七条関係）
- 4 1に違反して広告物等を除却しなかった者は、三十万円以下の罰金に処することとした。（第十八条関係）

#### 二 講習会修了者等

屋外広告業を営む者が、その営業所ごとに置かなければならない講習会修了者等として、中核市が行う講習会の課程を修了した者を加えることとした。（第十条の五関係）

#### 三 施行期日等

- 1 この条例は、平成九年四月一日から施行することとした。ただし、二は公布の日から施行することとした。
- 2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

一 診療科の見直し等(第二条関係)

1 県立中央病院の理学診療科及び歯科を廃止し、新たにリハビリテーション科及び歯科口腔外科を置くこととした。

2 県立厚生病院の理学診療科を廃止し、新たに神経内科及びリハビリテーション科を置くこととした。

二 非紹介患者初診加算料の設定(別表第一関係)

他の病院又は診療所からの文書による紹介のない患者の初診については、初診料に四百円を加算した額を徴収することとした。

三 施行期日

この条例は、平成九年一月一日から施行することとした。ただし、二は、同年二月一日から施行することとした。

条 例

職員の特務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成八年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十三号

職員の特務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特務手当に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同条第二項第二号を削り、同項第三号中「前項第四号」を「前項第三号」に改め、同号を同項第二号とする。

第五条第二項中「一万円」を「一万五百円」に改める。

第十八条第二項第一号中「八千円」を「八千七百円」に改める。

第二十四条第二項第一号中「三千二百円」を「三千三百円」に改め、同項第二号中「二千八百円」を「二千九百円」に改める。

第三十五条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項各号を次のように改める。

一 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる県若しくは知事が管理する現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査(次項において「応急作業等」という。)

イ 河川の堤防等

ロ 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十六条第一項(第二号を除く。)

の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路又はその周辺

ハ 港湾施設等

二 前号に掲げる作業に相当すると人事委員会が認める作業

第三十五条第二項ただし書を削り、同項第一号及び第二号中「及び第二号」を削り、「並びにこれらに」を「及びこれに」に改め、同項第三号中「前項第三号」を「前項第二号」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第一項の手当の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、同一の日において、第一号に掲げる場合及び第二号に掲げる場合に該当するときにあつては、第二号に定める額を同項の手当の額とする。

一 第一項各号の作業が日没時から日出時までの間において行われた場合 前項各号に定める額にその百分の五十に相当する額を加算した額

二 第一項各号の作業が人事委員会が著しく危険であると認める区域で行われた場合

前項各号に定める額にその百分の百に相当する額を加算した額

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第五条第二項、第十八条第一項第一号並びに第二十四条第二項第一号及び第二号の規定は、平成八年四月一日から適用する。
- (手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成八年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県条例第二十四号**

鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例

鳥取県屋外広告物条例(昭和三十七年七月鳥取県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第七条の三の次に次の一条を加える。

(除却義務)

第七条の四 広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置する者は、この条例の規定による許可の期間が満了したとき、若しくは第九条の二の規定により許可が取り

消されたとき、又は広告物の表示若しくは広告物を掲出する物件の設置が必要でなくなつたときは、遅滞なく、当該広告物又は広告物を掲出する物件を除却しなければならない。第十条の二に規定する期間が経過した場合も、同様とする。

2 この条例の規定による許可に係る広告物又は広告物を掲出する物件を除却した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。第八条第一項中「若しくは第四条第一項」を、「第四条第一項若しくは前条第一項」に改める。

第十条の五第一項第一号中「指定都市」の下に「若しくは同法第二百五十二条の第二第一項の中核市」を加える。

第十八条中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 第七条の四第一項の規定に違反して広告物又は広告物を掲出する物件を除却しなかつた者

附 則

1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。ただし、第十条の五第一項第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成八年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県条例第二十五号**

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表鳥取県立中央病院の項中「理学診療科」を「リハビリテーション科」に、「歯科」を「歯科口腔外科」に改め、同表鳥取県立厚生病院の項中「精神科」を「精神科 神経内科」に、「理学診療科」を「リハビリテーション科」に改める。

別表第一に次のように加える。

四 非紹介患者初診加算料

区 分	金 額
平成六年厚生省告示第二百三十六号（健康保険法第四十三条第二項の規定に基づき厚生大臣の定める療養）第三号に規定する初診	初診料算定一回につき 四百円

附 則

この条例は、平成九年一月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、同年二月一日から施行する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千円（送料を含む。）】